

公募型プロポーザルに係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和8年5月11日

1 業務概要

(1) 件名

世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場学校給食調理業務等委託

(2) 業務内容

世田谷区立小・中学校及び学校給食太子堂調理場において、安全でおいしい給食調理を実施し、児童・生徒に提供する。

業務内容等は以下のとおり。

また、詳細については説明書による。説明書の確認方法は4(2)のとおり。

- ①検収補助
- ②給食の調理（作業工程表の作成）
- ③盛付け及び配膳（配食）
- ④食器具等の洗浄・消毒・保管
- ⑤給食調理業務関連施設設備の清掃及び日常点検
- ⑥残菜及び厨芥の処理
- ⑦給食調理を実施しない日における施設設備の清掃、点検、整理整頓

2 選定の概要等

(1) 選定の目的

学校給食の実施に当たり、安全でおいしい給食を児童・生徒に提供するため、優れた調理技術と給食調理における安全・衛生に関する知識を有し、教育の一環としての学校給食の意義を理解し、給食の質を維持・向上させ、児童・生徒との交流及び食育の推進等に積極的に参加できる受託事業者の候補者の選定を目的とする。

(2) 選定の概要

- ① 令和9年度から令和10年度の2年間に区内小・中学校及び学校給食太子堂調理場で新規委託が生じた場合、又は委託事業者を見直す必要性が生じた場合にその受託資格を有する「受託資格認定業者」を選定する。
- ② 今回選定した受託資格認定業者から、令和9年度新規委託予定校及び受託事業者を見直す学校を受託するための「提案書」及び「見積提案書」の提出を受け、第2回目以降の業者選定委員会を開催し、受託事業者の候補者を決定する。（令和10年度委託に関しては、令和9年度に「提案書」等の提出を依頼する。）その際に、通常1年間（年度）の委託事業者を

決定するが、場合によっては年度途中からの受託事業者を決定する場合もある。

- ③ 受託事業者の候補者と業務委託契約を締結する。契約は単年度とし、受託校より毎年履行状況や衛生管理の状況等を確認のうえ、翌年度契約の判断を行う。

ただし、契約を継続する場合でも、通算して5年目を終了した時点でプロポーザル等により受託事業者の見直しを行う。

なお、見直しを行った場合においても、業者選定委員会の審議を経て、その結果として再び同一事業者と契約する場合もある。

(3) 「受託資格認定業者」選定者

小・中学校校長代表・副校長代表、小・中学校PTA代表及び教育委員会管理職等から構成される「業者選定委員会」で「提案書」等の審議を行い決定する。

(4) 「受託資格認定業者」認定期間

令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間

3 参加資格

- (1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に、営業種目「病院給食・学校給食」の取扱品目「学校給食」に登録されていること。

- (2) 東京都内又は神奈川県に本社又は支店等があり、緊急時に対応の迅速に取れる体制を整えていること。

- (3) 100名以上の従事者（パート社員を含めても可）を有し、経営が安定しており、本件委託業務を確実に遂行できる能力を有していること。

- (4) 令和6年度以降、300名以上を対象とする学校給食の集団給食業務を5件以上受託した実績があること。

- (5) 令和6年度以降、学校給食における食中毒事故や社会的責任を問われるような事故を引き起こす等、給食専門業者としての信頼を損なうような重大な問題を発生させていないこと。

※ただし、調理業務委託業者に落ち度がない場合はこの限りでない。

- (6) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- (7) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (8) 都道府県民税・市町村税に滞納がないこと。

- (9) 世田谷区学校給食調理業務民間委託業者選定委員会の委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

構成員は以下の通り。

委員長 教育政策・生涯学習部長 菅井 英樹

委員 小学校長会代表及び中学校長会代表※

小学校副校長会代表及び中学校副校長会代表※

小学校PTA代表及び中学校PTA代表※

教育総務課長 山本 久美子

学校健康推進課長 近藤 由布子

上記の委員は公告時点のものである。人事異動等により、委員の変更があった場合は、区は、本プロポーザルにかかる利害関係の有無について、変更後の委員からの聞き取り等により確認する。また、※の委員については公告時点で未定の為、決定後聞き取り確認を行う。仮に利害関係があることが判明した場合は、当該委員を速やかに交代又は審査から除外するものとする。

4 参加手続等

(1) 担当部課

〒154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区教育委員会事務局学校健康推進課学校給食係（世田谷区役所西棟1階103番窓口）

電話：03-5432-2696

FAX：03-5432-3029

※窓口での受付時間は土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時とする。

(2) 募集説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和8年5月11日（月）～5月25日（月）午後5時

場所：世田谷区ホームページでの閲覧

方法：世田谷区ホームページよりダウンロード

【世田谷区トップページ > 子ども・教育・若者支援 > 教育委員会 > 学校教育 > 学校保健・学校生活 > 学校給食 > 世田谷区立小・中学校及び太子堂調理場調理業務委託事業者の募集】

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期限：令和8年5月25日（月） 午後5時まで（必着）

場所：上記（1）の担当部課に同じ。

方法：持参、書留又は配達記録郵便により提出すること。ただし、参加表明書（様式1）、学校給食調理業務受託状況表（様式2）及び令和8年度学校受託規模別調査表（様式3）については、電子データを電子メールにより併せて提出するものとする。電子メールの送信先については、上記（1）担当部課連絡先まで問い合わせること。

※参加表明書等の提出物については募集説明書による。

※その後、全事業者に対し5月29日（金）までに、招請通知又は非招請通知を発送します。

(4) 提案書、質疑応答の提出期限、場所及び方法

提案書期限：令和8年6月26日（金） 午後5時まで（必着）

場所：上記（1）に同じ

方法：持参、書留又は配達記録郵便により郵送すると共に電子データをメールアドレスに併せて送信すること。メールアドレスは、招請通知において通知する。

※提案書に関する質疑がある場合は、令和8年6月5日（金）午後5時までに電子メール若しくはファクシミリにより上記（1）の担当部課へ質問票を送信する。質疑に対する回答は令和8年6月12日（金）までに招請通知を送付した全事業者に対して、電子メール又はファクシミリにより回答（周知）する。

5 提案書の提出者を選定するための基準

プロポーザルへの参加表明のあった事業者のうち、提出された書類等により、上記3. 参加資格に基づき資格の確認を行い、提案書の提出者を決定する。決定後、速やかに参加表明のあった事業者に通知する。

6 事業者を特定するための評価基準

- (1) 経営状況及び人員体制
- (2) 学校給食に対する会社としての取り組み姿勢
- (3) 特定テーマに対する取り組み姿勢
- (4) 安全・衛生管理
- (5) 問題発生時の対応

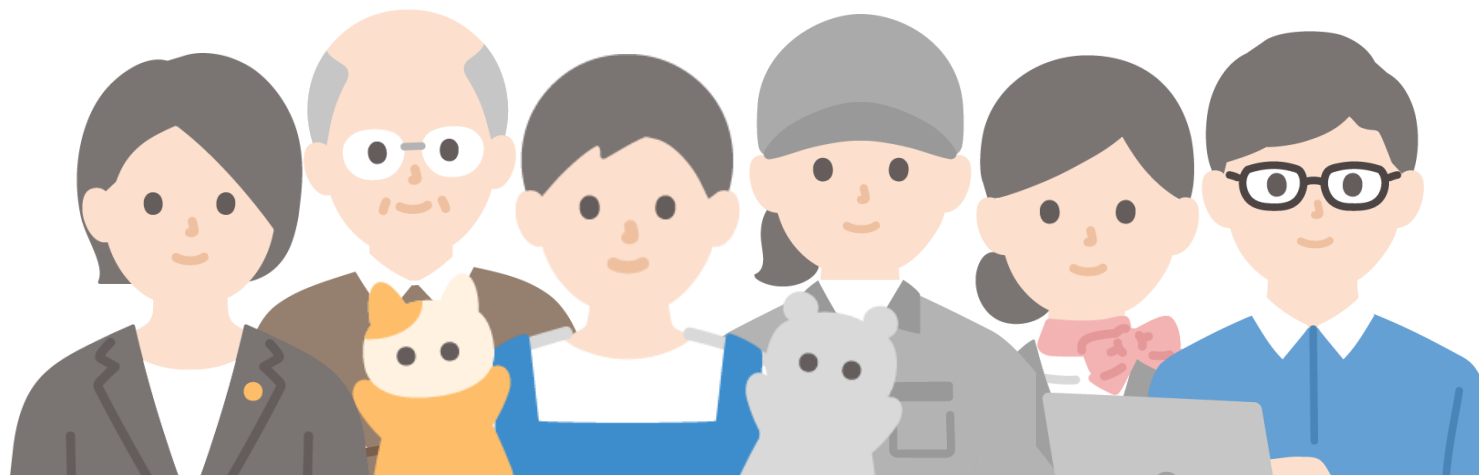
7 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書作成の要否 要
- (4) 契約の締結 第2回目以降の業者選定委員会で審議終了後、関連する事業予算の配当を条件として契約する。
- (5) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定 無
- (6) 参加申込書及び企画提案の作成にかかる業者の費用については、世田谷区は一切負担しない。
- (7) 区は、企画提案書を選定委員会以外で参加者に無断で使用しないものとする。
- (8) 参加表明書及び企画提案書に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とする。
- (9) 区は、選定及び特定を行う作業に必要な場合に企画提案書の複製を作成することができる。
- (10) 企画提案書の受領期限後における企画提案書の差し替え及び再提出は認めない。
- (11) 提出された企画提案書は返還しない。
- (12) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
- (13) 本件に関して区から受領した資料等は、区の許可なく公表、転載及び引用することはできない。
- (14) 区との契約では単年度で予定価格 2000 万円以上の業務委託契約は、世田谷区公契約条例

の定める労働報酬下限額の対象となる。詳細は別紙を確認すること。

【重要】労働報酬下限額の適用についてのご案内

この契約には「**労働報酬下限額**」が適用されます



工事請負契約の 技能労働者

東京都の公共工事設計労務単価
の職種ごとの**85%相当額**
(各職種の金額は裏面をご覧ください)

工事以外の契約の 労働者

1時間あたり

1,610円

労働報酬下限額とは…

世田谷区との契約事業者が労働者に支払う労働報酬の下限とすべき額です。労働者は、事業者（下請負者含む）のもとで、対象案件※の業務に従事する方が対象です。一人親方や派遣労働者も含まれ、正社員・アルバイトなどの雇用形態は問いません。

※予定価格が3千万円以上の工事請負契約、予定価格が2千万円以上の工事以外の契約及び指定管理者協定（不動産の買入れ、賃貸借契約約款が適用される案件を除く）

世田谷区公契約条例とは…

世田谷区が事業者と結ぶ契約に関する基本方針や区長と事業者の責務などを定めた条例で、労働者の適正な労働条件の確保や、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的としています。契約事業者には、公契約条例に基づいて労働報酬下限額を守り、労働者への適正な賃金を支払うことで適正な労働条件の確保と向上に努めていただく義務があります。

公契約条例・労働報酬下限額の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係
電話：03-5432-2145～2152・2173・2435
FAX：03-5432-3046

世田谷区 公契約条例

検索



世田谷区公契約条例のその他の取組み

《 労働条件確認帳票 》

賃金、労働時間、社会保険の加入などの労働条件が適正であることを確認するためのもので、予定価格が100万円を超える契約(※1、2)において契約事業者に配布し、提出を求めています。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。

※1 指定管理協定は金額を問わず全案件が対象 ※2 土木工事請負契約は200万円を超える契約が対象

閲覧場所	閲覧できる帳票
経理課 (世田谷区役所東棟5階503番窓口)	教育総務課が取り扱う契約以外の契約
教育総務課 (世田谷区役所東棟6階604番窓口)	教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

《 労働報酬下限額周知カードの配布 》

労働報酬下限額の対象となる契約の業務に従事する方一人ひとりに、契約事業者を通してその旨を周知するカードを配布し、契約事業者からは周知したことの確認書をご提出いただくことで、労働報酬下限額の周知及び遵守の徹底を図っています。

工事請負契約の技能労働者の労働報酬下限額（1時間あたり）

職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額	職種	労働報酬下限額
特殊作業員	3,262円	さく岩工	4,463円	左官	3,592円
普通作業員	2,869円	トンネル特殊工	4,017円	配管工	3,199円
軽作業員	1,987円	トンネル作業員	3,411円	はつり工	3,315円
造園工	2,944円	トンネル世話役	4,548円	防水工	4,059円
法面工	3,570円	橋りょう特殊工	3,900円	板金工	3,804円
とび工	3,517円	橋りょう塗装工	3,879円	タイル工	2,954円
石工	3,517円	橋りょう世話役	4,463円	サッシ工	3,539円
ブロック工	3,443円	土木一般世話役	3,655円	内装工	3,655円
電工	3,645円	高級船員	4,219円	ガラス工	3,549円
鉄筋工	3,592円	普通船員	3,475円	ダクト工	3,199円
鉄骨工	3,167円	潜水士	5,600円	保温工	3,039円
塗装工	3,879円	潜水連絡員	4,059円	設備機械工	2,975円
溶接工	4,049円	潜水送気員	3,815円	交通誘導員A	2,179円
運転手(特殊)	3,305円	山林砂防工	3,454円	交通誘導員B	1,987円
運転手(一般)	2,720円	軌道工	6,237円	上記以外の職種	1,610円
潜かん工	3,964円	型わく工	3,507円		
潜かん世話役	4,750円	大工	3,252円		

※上記の金額は熟練労働者に適用されます。

※上記の職種であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については、1時間当たり1,870円になります。

このちらしに記載の労働報酬下限額は、令和8年3月13日告示によるものです。

適用対象は令和8年4月1日以後に締結する契約（上記の告示前に公告し、入札に付された契約を除く）です。